

社有車を**10台**以上ご使用の事業主の皆さんへ

自動車共済 フリート契約 のご案内



まじめにがっかり!
まかせて安心!

共済独自の! 「選択型」フリート 契約制度

自動車共済では、一般的のフリート契約【包括方式】のほか、
共済独自のフリート契約【個別方式】があり、ご選択いただけます。

※総契約台数が10台以上あることが条件です。

全車両一括特約



オプション
すべての社有車を1枚の共済
証書でご契約いただく方式。
増車の場合も自動的に補償し
ます。



フリート多数割引

自動車共済のフリート契約制度では、
有利なフリート多数割引(10%)が
適用されます。

10%
割引

※包括方式または個別方式のいずれでも適用されます。

事故対応サービス

万一の事故に備え、事故処理専任の当組合職員が、事故の解決まで責任をもって対応します。

※対人・対物事故は示談交渉サービス付きです。



安心の全国ネットワーク

事故がどこで起こっても、自動車共済全
国ネットワークでサポートします。また、
全自共*による再共済制度も充実、共済
金のお支払いも万全です。



*全自共は全国自動車共済協同組合連合会の略称です。

!
このリーフレットは自動車共済の「フリート契約」制度の概要を記載したものです。ご契約にあたっては「重要事項説明書*」を必ずお読みください。
詳しい内容については、「ご契約のしおり*」をご覧ください。(※当組合ホームページにも掲載しています。)ご不明な点は共済代理所または当組合におたずねください。

ご契約方式を選択できるフリート契約制度

事業の特性やリスクに応じて選べる、自動車共済です。



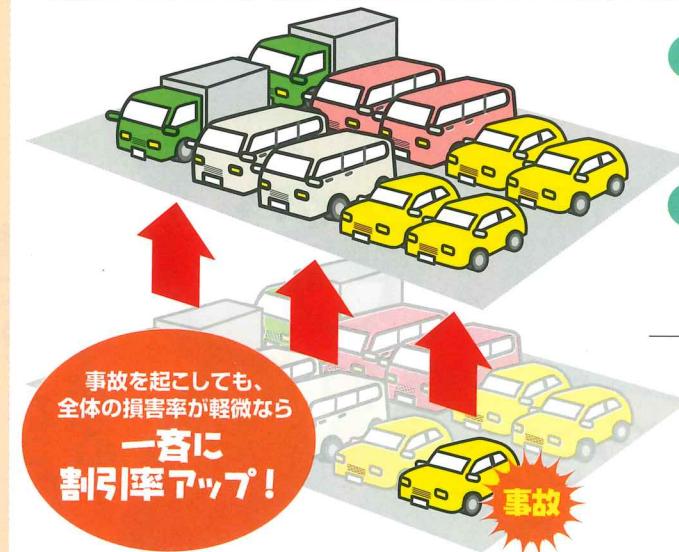
A
方式

包括方式

すべての車両を1つの集団としてとらえ、全体の損害率で割引・割増率を定めます。

成績計算期間中の適用共済掛金率、総契約台数および損害率に基づき、お客様のすべての自動車(増車を含みます。)に適用する割引・割増率を決定します。

- 損害率(成績)が良好であれば、全体の共済掛金は安くなります。
- 割引率は最大30%~10%アップします。



増車を含むすべてのお車に、成績(損害率)により決定された同率のフリート割引・割増率を適用します。

共済契約に適用される割引・割増率

フリート割引・割増率

◎優良割引：上限75%・デメリット割増：上限200%

増車の共済契約に適用される割引・割増率

同上(フリート割引・割増率)

その他の割引・割増率
フリート多数割引

割引率 10%

フリート割引・割増率

包括方式では、ご契約いただいたお車すべてを1つの集団としてとらえ、全体の損害率(成績)で割引・割増の率を定めるようにしています。そのため、契約期間中に小損害事故が重なっても次年度への影響が少なくてすむ場合があります。また逆に、治療費や後遺障害に対する共済金のお支払いがあった場合、共済金のお支払い時期によっては、次年度のみならず次年度以後の割引・割増率にも影響する場合もあります。

包括方式の場合、総契約台数に応じて「フリート割引・割増率」が最大70%(総契約台数300台未満)~75%(総契約台数300台以上)まで適用されます。また、総契約台数や契約年度の損害率に応じて、次年度契約に適用するフリート割引・割増の率が1%刻みで決定されます。(1年間で最大30%まで割引の率が進行します。)

臨時費用特約、弁護士費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、およびロードアシスタンス代車費用特約の共済掛金には、割引・割増率が適用されません。

B
方式

個別方式

共済
独自

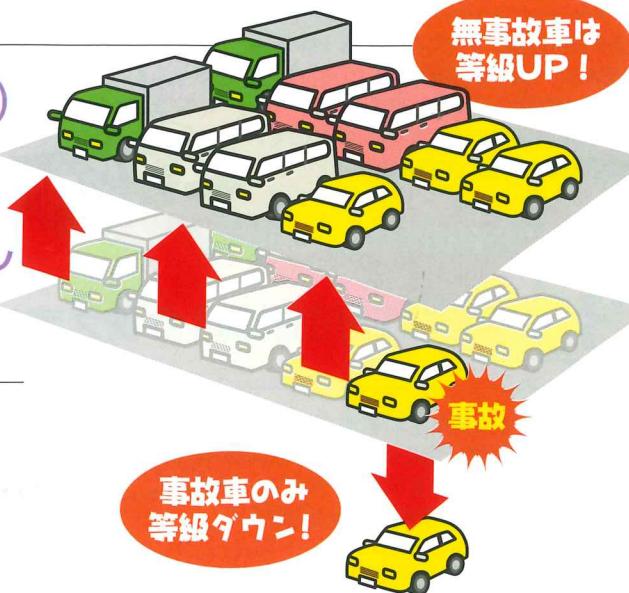
自動車1台ごとにノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

一般のノンフリート契約と同様に、自動車1台ごとにノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

方式の違い



- 等級ダウン(共済掛金アップ)は事故車両のみ。
- 無事故の車は等級がアップし共済掛金が安くなります。



等級が低く共済掛金の額が高い車両が事故を起こし等級がダウンして割増となった場合など、次年度契約において、ご契約車両全体での共済掛金の総額が、前年度共済掛金に対し高くなることもあります。



お車1台ごとに、事故の有無・件数に応じたノンフリート等級別割引・割増率を適用します。

共済契約に適用される割引・割増率

ノンフリート等級別割引・割増率(注)

1等級(割増64%)~20等級(割引63%)

(注)事故を起こしたお車については事故有係数適用期間の対象となります。
実際のご契約に適用される割引・割増率につきましては共済代理所におたずねください。

増車の共済契約に適用される割引・割増率

フリート新規契約等級に基づく割引・割増率

その他の割引・割増率
フリート多数割引

割引率 10%

ご注意

臨時費用特約、弁護士費用特約、ロードアシスタンス特約、ロードアシスタンス超過費用特約、ロードアシスタンス宿泊移動費用特約、およびロードアシスタンス代車費用特約の共済掛金には、割引・割増率が適用されません。

「フリート新規契約等級」の決定方法

成績計算期間末におけるすべての共済契約に適用されているノンフリート等級別割引・割増率の合計値を、成績計算期間末における総契約台数で除して平均割引・割増率を求めます。その平均割引・割増率を組合所定のノンフリート等級譲替表により読み替え「フリート新規契約等級」とし、前契約のない増車の共済契約に適用します。

(注)フリート新規契約等級の事故有係数適用期間は「0年」として取り扱います。(事故有係数は適用されません。)
決定方法につきましては、共済代理所におたずねください。

全車両一括特約(包括方式・個別方式共通)

フリート契約に全車両一括特約をセットいただくと共済期間中に新たに増車(中途取得自動車)した場合の補償も、使用開始と同時に補償がスタートしますので、万一の補償漏れもなく安心です。また共済期間中の増車(中途取得自動車)・減車(廃車・譲渡等)の時に生じる当組合へのご通知および共済掛金のお払込み等が、月1回の通知・精算で完了します。

メリット
1

1枚の共済証書で、すべての
お車の契約ができる一括方式

ご契約手続きは、すべてのお車を1枚の共済証書で一括してご契約いただく方式ですから、管理面でも非常に便利です。しかも共済期間が同じになりますので、継続手続きも一括して行えます。



メリット
2

増車(中途取得自動車)の際も、
自動的に補償がスタート!

共済期間の途中で新たに取得されたお車も、お客様の管理下に入った時点から自動的に共済責任が開始されます。

ご契約の際に、共済金額などでの契約条件をお決めいただくため、中途取得自動車も取得したときから補償がスタートするので安心です。



メリット
3

有利な「日割計算」が使えます

増車などによる共済掛金の追加お払込み、減車などによる共済掛金の払戻しのいずれも、日数に見合った日割計算が使えますので、お得です。(全台数を解約される場合は「月割計算」となります。)

*全車両一括特約がセットされていない場合、追加・返還共済掛金の計算は「月割計算」となります。



メリット
4

組合への通知・掛金の
お払込みは、毎月1回でOK!

増車や廃車などによる車両入替の際も、1か月分をまとめて所定の通知日に通知し、共済掛金のお払込みをしていただきます。したがって、そのつど、手続きを行う必要がなく便利です。



事故受付サービス・自動車共済ロードサービス

事故受付専用ダイヤル

24時間365日、
いつでも、どこからでも
通話料無料でご利用いただけます。



事故受付専用
24時間365日

0120-242-365



自動車共済ロードサービス

ご契約のお車が事故、故障またはトラブルにより走行不能となった場合に、自動車共済ロードサービスを提供します。ご利用にあたっては現場での作業など一定の条件がございます。詳しくは共済代理所までおたずねください。



専用デスク
24時間365日

0120-80-6324



! フリート契約制度に関するご案内・ご注意

- フリート契約者登録時に「包括方式」でお申込み後、「個別方式」への変更はできませんのでご注意ください。ただし、「個別方式」から「包括方式」への変更はできます。
- 【現在、他社においてフリート契約の取扱いを受けているお客様の場合】他社でのフリート契約内容(料率審査日および料率審査日より適用するフリート割引・割増率)が確認できる資料をご提出いただきます。
- 【ご契約いただくお車に関する確認について(お願い)】ご契約いただくお車の確認のため自動車検査証等のコピーをいただきますので、あらかじめご了承ください。
- 【はじめてフリート契約となるお客様との共済契約に適用される基本共済掛金について】ノンフリート契約からフリート契約へのお取扱変更にともない、共済契約に適用される基本共済掛金もノンフリート基本共済掛金からフリート基本共済掛金へと変更となります。



西日本自動車共済協同組合

本部：福岡市博多区東比恵2-15-25

TEL : 092-441-5901(代表) FAX : 092-441-5907

お客様相談室 : 092-235-3355 受付 午前9時～午後5時
(土日祝祭日及び12/29～1/3を除く)

ホームページ : <https://nishijikyo.com/>

共済代理所は、当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金等領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、共済代理所とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

■お問い合わせは(共済代理所)